

週刊住宅

2018年(平成30年)7月9日号
NO. 2820 (毎週月曜日発行)

(敷金と原状回復義務についての改正)
この点については、今までの判例法理を条文化したもので、実務に影響はないと思われる。敷金の定義とか、原状回復の意義、その他通常損耗や経年劣化など国土交通省の「原状回復を

前回の民法改正(2)に続き、主な改正点を説明する。

CFネット流 新・大家実践塾

24

民法改正(3)

正民法は20
20年4月1
日から施行さ
れるものの、
契約がその施行日をまたい
だとき、「改正前の民法と
改正後の民法とのどちらが
適用されるのですか」と
いう質問をよく受ける。こ
の問題に関しては、民法改
正の附則というものがあ

めぐるトラブルとガイドライン」や、東京都の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」などおなじみのものが明文化された、というものだ。（改正民法621条、622条の2）。

**改正民法604条2項が適用
施行日を跨ぐ賃貸契約**

施行日を跨ぐ賃貸契約

契約がその施行日をまたいだとき、「改正前の民法と改正後の民法とのどちらが適用されるのですか」という質問をよく受ける。この問題に関しては、民法改正の附則というものがある。

ても、施行日以後に契約の更新の合意がされる場合、つまり、20年50年までとする改正民法の規定が適用される。

たまに、賃貸借契約の期間について、「すでに締結され、それでいては、『新規の賃貸借契約』が結ばれることになる」といふのがある。たとえば、賃借人が第三者に新規の賃貸借契約を結ぶことによって、元の賃貸借契約が解消する。これが返還請求の問題である。

年3月31日ま
た賃貸借契約
現行法が適用
る。同じではないか、というの
であれば、現行法が適用さ
れるという理屈になるし、
更新といふことは新しい契
約だらうといふのであれ
ば、改正法が適用されると
いう理屈になるのだろう。
■ シー・エフ・ネッツ
　　護士 世戸 孝司